

第1章 会員規約

第1条（会員規約の目的）

会員規約は、株式会社にじいろライフ（以下「当社」という）が発行するカードレス仕様のハウスカード（以下「カード」という）による信用販売（以下「ショッピング」という）の取り扱いを規定することを目的とします。

第2条（総則）

1. 会員規約は、これに同意したうえで、当社所定の申込書（以下「申込書」という）に記入した方（以下「申込者」という）が申込書を加盟店に提出した時点から効力を有し、当社所定の審査により可決判定となった時点で成立します。なお、可否の判定結果は、加盟店を介しての通知によります。
2. 当社は、当社が可決判定した個人または法人（個人事業主を含めて、以下「会員」という）に対して、会員資格を付与します。
3. 前項に伴い、会員は、会員規約を遵守する責を負います。
4. 当社は、会員と加盟店との双方合意によって、次の各号に定める契約（以下「原契約」という）が成立したことを条件として、当社は、原契約で会員負担と定めた費用について、カードによるショッピングの利用ができるものとして扱います。
 - ① 不動産賃貸、不動産管理、不動産取引にかかる契約
 - ② 家賃債務保証、そのほか滞納保証にかかる契約

第3条（基本機能）

1. 当社が展開するカードは、一般的なクレジットカードとは異なる基本機能を有し、具体的には次の各号によります。
 - ① 会員番号や有効期限などが記載されたリアルカードを発行しません。カードレス仕様となります。
 - ② 有効期限は、ショッピングの利用代金を完済した日から1カ月後を原則とし、同時にカードは自動的に退会となります。
 - ③ カードの更新はありません。
 - ④ 年会費は、永久無料とします。
 - ⑤ カードレス仕様のため、暗証番号の登録がありません。
 - ⑥ カードレス仕様のため、盗難紛失保険の付帯がありません。
 - ⑦ 家族会員の制度はありません。
 - ⑧ キャッシングなどのサービスはありません。
- これにより、当社が展開するカードには、下記の特徴があります。
- ・あらかじめ使い過ぎを抑制して、消費者保護を図ること
 - ・スキミングなどのカード犯罪をあらかじめ防止すること
2. 当社が展開するカードは、第7条による券種を品揃えしています。

第4条（ショッピングの対象）

ショッピングの対象は、原契約の当事者である加盟店に限定します。カードには、VISA/Master/JCB/AMEX/Dinersなどの国際ブランド加盟店で汎用的に利用ができる機能はありません。

第5条（ショッピングの利用方法）

1. カードレス仕様のショッピングの利用においては、会員の特定について、会員番号などは使用せず、原契約に定める物件の名称や所在地、会員の名称を使用します。
 2. ショッピングの利用は、次の各号による当社所定の書面（以下「契約書等」という）に対して、会員が署名する方法に限定します。
 - ① 申込書
 - ② 契約書
 - ③ 変更届、または、売上伝票
- なお、会員以外の署名による契約書等は、無効の扱いとします。
3. ショッピングの利用代金の支払いは、1回払いを原則とします。ただし、会員規約の定めに従い、あとからリボルビング払いに変更することができます。
 4. 当社は、会員が署名した契約書等で定めた日付をショッピングの利用日として扱います。

第6条（現金受領などの取り扱い）

1. 信用情報の保護を目的として、当社と加盟店との双方合意によって、ショッピングの対象の一部または全部について、ショッピングの取り扱いを行わず、加盟店による現金受領や収納代行など、課金手段を変更することができます。
2. 信用情報の保護を目的として、当社と加盟店との双方合意によって、ショッピングの利用後に、これをキャンセルとすることがあります。

第7条（利用限度額）

1. 当社は、当社所定の審査を行い、利用限度額を付与します。また、当社は、毎回定額で会員負担となる費用と付与した利用限度額を対

比したうえで、次の各号に定める券種を設定します。

- ① プラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズ、ホワイト
 - ② ライトグレイ、ミディアムグレイ、ダークグレイ
2. 次の各号に該当した場合、当社は、当社所定の審査を行い、利用限度額の増減（一時的な増減ではありません）を行い、これに伴い、券種も変更します。
 - ① 每回定額で会員負担と定めた費用が著しく増減した都度
 - ・毎月定額となる費用の増減
 - ・毎年定額となる費用の増減
 - ・該当のみにかかる費用の増減
 - ・その他、原契約に定める費用の増減
 - ② あとからリボルビング払いの申請の都度
 3. 同一会員において、原契約が複数存在するときは、これらと同数の会員資格を付与することをひまえ、個々の利用限度額の合計金額を利用限度額とします。
 4. 前各項をひまえ、当社は、ショッピングの利用代金を合算した未決済残高として、利用限度額を管理します。

第8条（支払可能見込額の調査）

割賦販売法の支払可能見込額の調査の定めにより、申込者および会員は、当社に対して、これに要する資料を提出することを承諾します。

第9条（立替払いの委託）

1. ショッピングの利用に伴い、会員は、当社が加盟店に対して立替払いを行うことを承諾し、会員規約の成立をもって、会員は、当社に対して、個々の立替払いを委託したことを承諾します。
2. 会員は、実際の立替金の支払いの前後を問わず、当社が加盟店に対する立替払いを決定したことによって、立替金の相当額の債権について、当社が加盟店から取得したことを承諾し、かつ、第17条に該当する場合を除いて、会員が加盟店に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含みます）を放棄することを承諾します。
3. 会員は、ショッピングの利用にかかる債権の特定と内容確認のために、会員と加盟店の取引記録などの情報を、加盟店から当社に開示されることを承諾します。
4. 当社による加盟店に対する立替払いは、売上締日である毎月15日（土日祝日のときは前営業日）に実行します。

第10条（利用代金明細書）

1. 契約書等による会員所定に従い、当社は、売上締日後の第一営業日に、電子メールで利用代金明細書を送信します。この場合、会員は、当社からの電子メールの不着を防止する措置として、電子メールの受信環境などを整備します。
2. 前項で使用する電子メールのアドレスを変更する場合、会員は、当社に対して、速やかに変更内容を届け出ることが必要になります。
3. 会員が前各項によらず、当社からの電子メールが不着となったときは、通常到着すべき時に到着したものとして扱います。

第11条（弁済金の支払期日、支払方法）

1. 弁済金の支払期日は、原契約の定めにかかわらず、毎月27日（土日祝日のときは翌営業日）とします。
2. 弁済金の支払方法は、会員所定の金融機関における口座振替とし、新規登録や変更の手続きは、次の各号によります。
 - ① 口座振替依頼書に記入、届出印を捺印する方法
 - ② インターネットで登録する方法
 - ③ キャッシュカードをPay-easy（ペイジー）で登録する方法
3. 前項の手続きが完了しないときの弁済金の支払方法は、次の各号とし、これに要する費用は会員負担とします。
 - ① 当社所定の銀行振込
 - ② 当社所定のコンビニエンスストア払い

第12条（当社による督促）

1. 前条に定める弁済金の支払いが履行されず、未収となった場合、会員は、電話や電子メールなどの手段によって、当社が督促できることについて、異議なく承諾します。
2. 当社による督促の有無、前後にかかわらず、会員は、速やかに、未収となった弁済金に次の各号を加算して支払うことについて、未収となった弁済金に加算した金額を支払うことについて、異議なく承諾します。

① 銀行振込に要した費用
② 督促にかかる事務手数料
・督促1件について1,000円（消費税別）
3. 当社は、未収となった弁済金について、次回の口座振替に加算する

■別紙 諸条件一覧

【表-A】 保証引受の対象	第40条（保証引受の内容）参照
<p>① 保証会社の事前承認を取得したときは、下記の毎月生じる変動費用 ア) 賃借人の按分負担となる水道光熱費など イ) 不定期に生じる保険料やサービス使用料など</p> <p>② 賃貸借契約の終了後、明け渡しの不履行に伴う賃料等に相当する損害金 具体的には、賃貸借契約の解除日の翌日から明け渡し日までの期間に生じた賃料等の日割り分</p> <p>③ 賃貸借契約の解除に至る正当な事由が存在すると保証会社が判断する場合において、本物件の明け渡しまでに要する法的措置に要する費用（弁護士費用を含みます）で、保証会社の事前承認を取得し、賃貸人が立て替えた費用</p> <p>④ 更新時にかかる更新料</p> <p>⑤ 短期解約に対する違約金</p> <p>⑥ 退去予告通知の義務違反に対する違約金</p> <p>⑦ 退去時にかかる残置物撤去費用</p> <p>⑧ 退去時にかかる原状回復費用（国土交通省・住宅局による「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に準拠）</p> <p>⑨ そのほか、保証会社の事前承認を取得し、賃貸借契約で賃借人負担と定めた費用</p>	

【表-B】 保証引受の対象外	第40条（保証引受の内容）参照
<p>⑩ 敷金、礼金、保証金などの初期費用</p> <p>⑪ 賃貸借契約に定める遅延損害金、督促に伴う事務手数料など</p> <p>⑫ 戦争、内乱、放射能汚染、天災などの不可抗力により生じた損害 火災、ガス爆発、水漏れなど、賃借人の故意や過失行為により生じた損害 賃借人の自殺行為、犯罪行為、心神喪失中の行為などにより生じた損害</p> <p>⑬ そのほか、【表-A】に含まれない一切の債務</p>	

【表-C】 保証料（イニシャル）	第42条（保証引受にかかる費用）参照
初回保証料	会員・非会員共通
	店頭受領 直接回収
①金額	賃貸借契約の締結に伴い、賃貸人が通知した金額
②支払期日	賃貸借契約の締結日まで 保証会社が定め、賃貸人から通知された日
③支払方法	賃貸人に対する銀行振込 (賃貸借契約の締結時の現金持参も含む) 保証会社に対する銀行振込 (ジャパンネット銀行の賃借人個々の口座)
④特記事項	賃貸保証は、賃料等を滞納したときの保険ではなく、賃貸借契約を締結するための条件であること 賃貸借契約の対象となる物件の追加で賃料等が増額した場合、増額分の初回保証料が追加負担となること 賃貸借契約の締結に伴い、初回保証料が返還されないこと

【表-D】 保証料（ランニング）	第42条（保証引受にかかる費用）参照
年間保証料	賃借人が負担すべき債務を毎月履行する賃借人
①金額	15,000円/毎年
②支払期日	毎年、賃貸借契約を締結した月を基準とした前月末日
③支払方法	基本 ① コンビニエンスストア払い 上記の支払期日の2週間前までに、毎年、保証会社が本物件宛に発送 CVS払い手数料（220円/税込）は賃借人負担で、年間保証料に加算 ② 国際カード決済（VISA/Master/JCB/AMEX/Dinersなど） 事前に賃借人自身がスマートホンなどで国際カード情報を登録したとき または、保証会社の窓口に電話のうえ、国際カード情報を登録したとき 上記①②で 支払わなかったとき ③ 保証会社所定の銀行振込 三井住友銀行 高田馬場支店 普通口座 4645992 株式会社レグシス 銀行振込手数料は賃借人負担
④特記事項	賃料等を滞納したときは求償権が発生すること、たとえ1日の滞納でも督促されることがあること 毎回繰り返し求償権を発生させたとき、保証会社に対する償還を怠ったときは、事前求償権が発生すること 賃貸借契約を解約しても、年間保証料が日割りで返還されないこと